

公立大学法人北九州市立大学における研究に関する行動規範
(研究活動・公的研究費の管理運用)

公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公共性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究活動を遂行する上での行動と公的研究費（※1）の管理運用に関する行動規範を定める。

本学の研究者等（※2）は、これを誠実に実行しなければならない。

【研究活動】

- 1 研究者（※3）は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければならない。
- 2 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。
- 3 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿い、誠実に行動しなければならない。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また絶対に加担してはならない。
- 4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であると自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的・継続的に取り組むものとする。
- 5 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

【公的研究費の管理運用】

- 1 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（※1）公的研究費とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人、又はその他の行政機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、北九州市からの運営費交付金が財源となる研究費、及び外部団体等からの寄附金、補助金並びに委託費等を財源として本学が扱う全ての経費をいう。

（※2）研究者等とは、本学の教員及び事務職員等、本学の公的研究費の管理及び運営に関わるすべての者（大学院生、学部生であっても公的研究費の管理及び運営に携わる場合は研究者等に含まれる）をいう。

（※3）研究者とは、本学で研究活動に従事する専任及び特任教員並びにその研究に携わる研究の補助者をいう。なお、大学院生、学部生であっても、研究に関わる場合は、研究者に準ずるものとする。